

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」に対する今後の対応方針

○今回の検証報告書の提言に対する主な取組内容

提言に示された全ての項目に取り組む必要がある。このうち、主な取組の方向性について、4段階で整理した一覧は下記のとおり。

- ・既に取り組んでいる項目（発表済み）
- ・すぐに取り組むべき項目
- ・速やかに検討すべき項目
- ・中期的・段階的に検討する項目

No	提言内容	主な項目と取組の方向性
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性	<p>【既に取り組んでいる項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区保健センターに母子保健相談員を各1名配置し、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援体制を強化。 ・各区要対協の機能強化を図るべく、大・中規模区の家庭児童相談室担当職員を各1名増員。併せて、各区健康・子ども課長を児童相談所兼務とし、区と児相の連携強化を行う。 <p>【速やかに検討すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区家庭児童相談室業務の問題点を把握し、子ども家庭総合支援拠点のあり方について検討を進める。 ・各区生活支援担当を含む職員への研修強化策を検討する。 ・生活圏での支援体制のあり方について検討を進め、第3次児童相談体制強化プランの中で強化策を打ち出す。
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性	<p>【すぐに取り組むべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師活動、乳幼児健診等、日常的業務の徹底の必要性について、改めて指示を行う。 <p>【中期的・段階的に検討する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動体制のあり方、母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化については、令和2年度以降中期的に検討実施。
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性	<p>【すぐに取り組むべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職場での協働の文化の構築、組織マネジメントの徹底、進行管理のあり方等、日常的業務の徹底の必要性について、改めて指示を行う。 <p>【速やかに検討すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区家庭児童相談室業務の問題点を把握し、子ども家庭総合支援拠点のあり方について検討を進める。 <p>【中期的・段階的に検討する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンエラーを防止するため、アセスメント情報を共有し、協働につなげる連携システムの開発を行う。

No	提言内容	取組みの方向性
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性	<p>【既に取り組んでいる項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月機構改革にて、緊急時の介入に係る調査担当を担う部長職、課長職を配置済み。 ・令和2年度定数として調査担当を8人（係長1、一般職7）増員するほか、夜間休日の調査を担う非常勤職員を新設し、通告時の対応に当たる。 <p>【既に取り組んでいる項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道警との連携については、虐待調査における具体的な連携方策や情報共有のあり方について継続的に協議しており、現場対応の連携や情報共有については、着実に取り組んでいるところ。
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築	<p>【速やかに検討すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実質的強化策（児童相談所職員、各区保健師のほか、各区生活支援担当職員、認可外保育施設職員等を含む）を検討する。 <p>【中期的・段階的に検討する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司等の採用・人材育成、保健師の人材育成等、中期的な人事強化策の検討を進める。
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性	<p>【速やかに検討すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期の女性に焦点を当てた新たな制度、高等学校との連携策等、検討に着手する。併せて、児童虐待とDV分野との実質的な連携強化策の検討に着手する。
7	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性	<p>【速やかに検討すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに、市内部に常設の「児童虐待防止対策推進本部」を設置のうえ、令和2年5月頃に第1回目となる本部会議を開催。ここで、検証報告書に係る取組方針等を審議し、外部組織である児童福祉部会等に報告する。以後、検証報告書の取組状況について、年に1度、必ず外部の方に検証していただく機会を設ける。